

平成 28 年 5 月 16 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 ^{ひらの のぶゆき} 平野 信行）は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 11 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

記

1. 定款変更の目的

今後、銀行法における銀行持株会社が営むことができる業務の範囲の見直しが実施された場合に機動的に対応することを可能とするために規定（定款変更案第 2 条）を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 16 日（月）
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日（水）

以 上

(照会先)

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
コーポレート・コミュニケーション部 広報室
03-3240-7651

三菱UFJフィナンシャル・グループ 定款変更案

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (略)	第1条 (現行どおり)
第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。
1. 銀行、信託銀行、証券専門会社、保険会社その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理	1. 銀行、信託銀行、証券専門会社、保険会社その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
2. <u>その他前号の業務に附帯する業務</u> (新設)	2. 前号の業務に附帯する業務
第3条～第47条 (略)	第3条～第47条 (現行どおり)
附 則 (略)	附 則 (現行どおり)
	3. <u>前二号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u>